

## 京都市役所内店舗区画「ててまち」ロゴマーク使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、京都市役所内店舗区画の施設名称である「ててまち」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

### (ロゴマークのデザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、（別紙）「ててまちロゴマニュアル」のとおりとする。

### (権利)

第3条 ロゴマークの権利は京都市が所有する。

### (ロゴマークの使用目的)

第4条 ロゴマークは、京都市役所内店舗区画「ててまち」により寺町通のにぎわいを創出し、市民等への市庁舎に対する親しみを醸成することを目的として使用する。

### (使用できる者)

第5条 ロゴマークを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 京都市
- (2) 京都市役所内店舗区画「ててまち」のプロパティマネジメント業務を受託した運営事業者（以下「PM事業者」という。）
- (3) 京都市役所内店舗区画「ててまち」を賃借するテナント事業者（以下「テナント事業者」という。）
- (4) その他、ロゴマークの使用目的に合致すると京都市長（以下「市長」という。）が認めた者

### (使用手続き)

第6条 ロゴマークの使用及びデータ貸与を希望する者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な資料を添付して市長に提出し、ロゴマークの使用を開始する前までに承認を受けなければならない。

ただし、京都市、PM事業者及びテナント事業者がその業務の目的において使用する場合はこの限りでない。

- 2 市長は使用承認申請書の内容を審査し、第4条に定める使用目的に合致すると判断する場合には、ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）を申請者に通知する。
- 3 申請者は、ロゴマークの使用を開始してから30日以内に、ロゴマーク使用開始報告書（様式第3号）を京都市に提出しなければならない。
- 4 市長がロゴマークの使用状況について、申請者に報告を求めた場合には、申請者はこれに協力するものとする。

#### (使用内容の変更)

第7条 申請者は、申請内容に変更が生じる場合には、ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第4号）を京都市に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は使用変更承認申請書の内容を審査し、変更することに支障がない場合には、ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）を申請者に通知する。

#### (使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザイン等について、（別紙）「ててまちロゴマニュアル」を遵守するものとする。

2 前条までの規定に基づき使用承認を受けてロゴマークを使用する者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) ロゴマークのデータを適正に管理し、第三者に提供をしてはならない。
- 3 次の各号に該当する使用をしてはならない。
  - (1) 京都市及び京都市役所内店舗区画「ててまち」の品位を傷つける又はそのおそれのある使用をすること
  - (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的又はそのおそれのある使用をすること。
  - (3) 法令又は公序良俗に反する又はそのおそれのある使用をすること。
  - (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を京都市が支援又は公認しているような誤解を与える又そのおそれがある使用をすること。
  - (5) ロゴマークそのものを商品等として展開し、販売すること。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が第4条に定める使用目的に鑑みて不適当であると市長が認めること。

#### (使用の取消)

第9条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、第8条に定める事項を遵守しなかったときその他本要綱に違反したときは、市長は、その承認を取り消すことができる（様式第5号）。この場合において、市長は、ロゴマークを使用した物品等の回収を求めることができ、当該使用承認を受けた者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

#### (経費等の負担)

第10条 市長は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用に関わる経費又は役務を負担しない。

#### (免責事項)

第11条 市長は、ロゴマークの使用に起因して使用者と第三者との間に生じた紛争、損害、損失その他一切の事柄について、何ら責任を負わない。

(使用料)

第12条 ロゴマークの使用は無料とする。

(所管)

第13条 ロゴマーク使用の管理、本要綱に関する事務は、行財政局総務部庁舎管理課の所管とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めのない事項については、行財政局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年1月28日より施行する。